

# NPO法の改正等に伴う定款変更について

平成 29 年の NPO 法改正により、毎年度の貸借対照表の公告が必須となりました。そのため、法人の定款を変更することで法人運営が円滑になる場合があります。各法人の定款をご確認いただき、必要に応じて定款変更及び届出をお願いします。※条文番号は一例です。

## 例

法改正（平成 29 年 4 月施行）等による定款変更箇所(1 か所のみ)

新	旧
<p><b>例 1</b> (公告の方法) 第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<b><u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</u></b></p>	<p>(公告の方法) 第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>
<p><b>例 2</b> (公告の方法) 第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<b><u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、東京都において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</u></b></p>	
<p><b>例 3</b> (公告の方法) 第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<b><u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u></b></p>	
<p><b>例 4</b> (公告の方法) 第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<b><u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u></b></p>	

お問合せ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人担当 電話 03-5388-3095 (窓口)

受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 45 分